

漏水は毎月チェック！早めの発見を

水道メーターより宅内側で漏水が発生した場合、水道料金はお客様のご負担になります。
早期発見のため、定期的に水道メーターの確認をお願いします。

水道メーターの確認方法

- ①全ての蛇口を閉める
- ②水道メーターのパイロットを確認する
- ③パイロットが回転していれば漏水の可能性あり
- ④漏水の修繕は、行田市指定給水装置工事事業者へ（修繕費用は全額お客様負担です）



水道の使用開始・中止は必ずご連絡を

開始・中止の受付は、水道課窓口、電話、インターネットでできます。

電話（連絡内容を教えてください。）

- ・水道の使用を開始するとき
（使用場所の住所、開始日、使用者氏名、連絡先）
- ・転居などで水道の使用を中止するとき
（住所、氏名、お客様番号、中止日、転居先住所）

インターネット



電子申請・届出
サービス（開始）



電子申請・届出
サービス（中止）



市公式LINE

行田市指定給水装置工事事業者一覧 【行田市内、市外（一部）】

水廻りに問題がある場合は、下記一覧や市ホームページでご確認ください。

令和8年7月1日現在

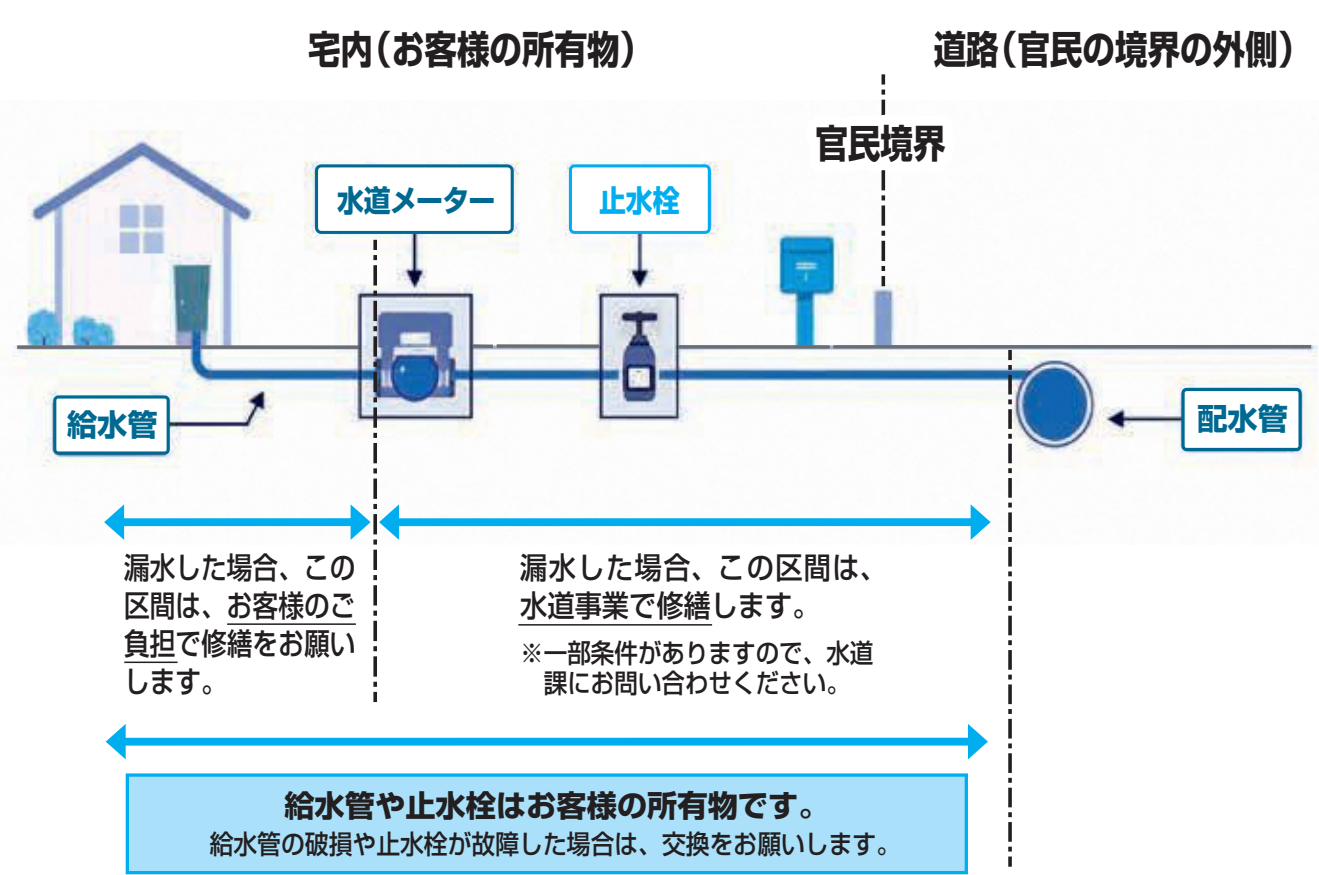
事業者名	電話番号
(有)新井清掃	048-554-3873
(株)協亜建設	048-559-0603
(株)瀬山設備	048-559-3443
(株)イシワタ 行田支店	048-558-1515
大山設備工業所	048-557-0543
(有)クリハラ設備	048-556-5393
神明工坊	048-559-2469
ダイセー Ext(株) 埼玉事業所	048-598-4353
門井電気商会	048-556-3120
行田建匠	048-553-4604
ダイユーホーム	080-3343-2876
(有)中新土建工業	048-557-0055
(株)SSK サービス	080-6689-9808
(有)稲原商店	048-556-3278
サイカン工業(株)	048-553-0111
(有)田中設備	048-554-2416
関口農機具店	048-557-3297
永光建設(株)	048-557-2228
(株)清水アーネット	048-556-5151

事業者名	電話番号
(有)茂木水道工業所	048-556-3079
(有)加村工業	048-556-2912
(株)松本設備	048-554-1916
(有)行田設備	048-556-1764
小林設備工業(株)	048-554-6433
クマキ工業(株)	048-556-3078
飯塚設備	048-557-1913
木村工業(有)	048-559-4144
一功工業	048-559-4368
アグゼ(株)	048-555-3459
(株)川田工業	048-554-5576
川久保住設	048-500-9079
太田設備	048-554-9175
(株)浜田設備	048-559-0267
小和瀬工業	048-598-5572
(有)橋本電気商会	048-557-2840
森設備(株)	048-556-2300
(株)タカスイ設備	048-501-5694

(順不同)

全ての行田市指定給水装置工事事業者の一覧は、市ホームページでご確認いただけます。

お客様が使っている給水管の漏水修繕区分について



ご協力ください

水道メーターの検針

検針員が2カ月に1度、水道メーターの検針に伺います。
水道メーターの検針は、お客様がご使用になった水量を確認し、水道料金を計算する大切な作業です。検針を正確に効率よく行えるよう次の点にご協力下さい。

- ・メーターボックスの上に、車や物などを置かない
- ・メーターボックスの中の土を取り除く
- ・動物は出入り口やメーターボックスから離れた所につなぐ
- ・建物を増改築するときは、メーターボックスは屋外の検針しやすい場所に設置する（工事は指定工事事業者へご依頼ください）

水道メーターの交換

水道メーターは、計量法で有効期限が8年と定められています。そのため、水道課では貸与している水道メーターの順次交換をしています。
該当するご家庭には、水道課から委託を受けた行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が交換に伺います。
交換作業の前には、必ずお声掛けしますが、ご不在の場合でもメーター交換をさせていただきます。
交換作業中は、受水槽を設置している場合を除き、約5～15分断水します。メーター交換後に水道を利用されるときは、水洗トイレ、湯沸かし器、浄水器などの器具がついていない蛇口から水を出してからご使用ください。



(参考) メーター交換の様子